相談室 Q&A

人事管理関係

Q 目安となる購入金額を社員に示した上で、自社商品の購入を呼び掛けることは問題か

化粧品メーカーである当社は、自社の売上高アップと自社商品への理解促進を目的として、社員に対し自社商品の積極的な購入を呼び掛けることにしました。もちろん、ノルマの設定や購入しなかった場合の罰則などはありませんが、参考として目安となる１カ月当たりの購入金額を示しています。しかし、一部の社員からは強い反発があり、「実質的なノルマではないか」との声もあります。こうした呼び掛けは問題でしょうか。

（東京都　A社）

A 直ちに法的に問題があるわけではないが、自社商品の購入の強要にならないように留意すべきである

回答者　**八木麻実**　やぎ あさみ　弁護士（弁護士法人髙井・岡芹法律事務所）

1.「商品の買取り強要」の問題

近年、使用者の労働者に対する「自社商品の買取り強要」（いわゆる「自爆営業」も含みます）が問題になっています。

こうした問題に対応するため、厚生労働省は、令和７（2025）年３月に「労働者に対する商品の買取り強要等の労働関係法令上の問題点」というリーフレットを公表しています。当該リーフレットでは、問題になる事例として、以下のケースが挙げられています。

①使用者としての立場を利用して、労働者に不要な商品を購入させたケース
②労働者に対して自社商品の購入を求めたが、労働者がこれを断ったため、懲戒処分や解雇を行ったケース
③従業員ごとに売上高のノルマを設定しており、ノルマ未達成の場合には人事上の不利益取扱いを受けることを明示していたところ、ノルマ達成のため、労働者自身の判断で商品を購入したケース
④現実的に達成困難なノルマを設定し、ノルマ未達成の場合には人事上の不利益処分を行うこととしているケース

これらのケースの法的な問題としては、例えば、労働者に商品を購入させて賃金控除に関する労使協定を締結することなく賃金から代金を控除すれば、労働基準法24条１項の賃金全額払いの原則に違反します。また、労働者が自社商品を購入しなかったことを理由とする懲戒処分や解雇は、権利の濫用として無効になる可能性が高いと考えられます（労働契約法15条、16条）。さらに、商品の購入強制が公序良俗に反し無効（民法90条）となったり、不法行為（同法709条）に該当したりするなどの問題があります。

加えて、当該リーフレットでは、商品の買取り強要等の背景にはパワーハラスメント（以下、パ

ワハラ）が存在することがあるため、事業主がパワハラの防止措置を適切に講じることは、商品の買取り強要等をなくす上でも重要だとされています。この点、令和６（2024）年６月21日に閣議決定された「規制改革実施計画」では、自爆営業に関して「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令 2. 1.15　厚労告５。以下、パワハラ防止指針）の改正について検討を開始するとの方針等が定められており、自社商品の買取り強要等については、今後、パワハラ防止指針による規制対象となる方向性も示されています。

2.商品の買取り強要に関する裁判例

さらに、裁判例を見ると、例えば美研事件（東京地裁　平20.11.11判決　労判982号81ページ）では、化粧品の販売等を行っている会社で、労働者が会社から合計18万545円の商品を購入したことについて、「これは、数回にわたり、被告丙川や太郎専務が、概要、商品を理解しなければ仕事はできない、そのためには商品を買う必要があるとの趣旨のことを従業員に強く申し向けたためであり、殊にカウンセラーとなってからは、営業成績を挙（ママ）げるために商品を購入するよう強く申し向け、原告はいったん拒否したが、これに対してさらに強く申し向けて、商品を理解しない者には仕事をさせるわけにはいかないと申し向けたため、気が進まなかったもののやむを得ず購入したものと認められる」「使用者としての立場を利用して、仕事をさせることにからめて従業員に不要な商品を購入させたものであるから、公序良俗に違反する商法であり、不法行為をも構成する」と判断され、商品代金相当分等が損害として認められました。

また、ほかにも、K社ほか事件（大阪地裁　平20. 4.23判決　判時2019号39ページ）では、呉服販売業者で勤務していた従業員について「被告K社の外交員である原告は、同被告の売上を伸ばすため、同被告での勤務で着用するために同被告から過大な商品購入を繰り返し、同被告はその状況を知りつつ原告に対し、商品販売を続けて同被告が支払う給与とほぼ同額か、少なくとも７割以上の額の立替金債務の支払をさせる一方、原告のかかる負担により企業としての利益を継続的に得ていたものであるから、本件売買は、商品販売の量、代金額、それによって負担する原告の債務額、さらには上記商品販売の継続期間によっては、著しく社会的相当性を欠くことになるというべきである」とされ、一部の売買契約について公序良俗に反して無効であり、不法行為にも該当すると判断されています。なお、同裁判例では、「被告K社において制服着用や売上貢献等を強要したとまでの事情は認めがたく、また、同被告が自社商品を購入することが当然であるという職場環境を形成したこと自体が、雇用契約上直ちに違法となるわけではない」とし、雇用契約に付随する職場環境配慮義務違反までは認めませんでした。

3.ご質問のケースについて

貴社では、社員に対し自社商品の積極的な購入を呼び掛けることにしたとのことですが、ノルマの設定や購入しなかった場合の罰則などはなく、参考として目安となる１カ月当たりの購入金額を示しているにすぎないため、直ちに法的な問題が生じるというわけではないでしょう。ただし、従業員からの指摘もあるように、目安となる購入金額の設定は、実質的にノルマと捉えられる可能性もあり、そうなれば、自社商品の買取り強要だと評価される可能性も出てきます。そのため、自社商品の積極的な購入を呼び掛けることはまだしも、目安となる購入金額を示すことは避けることが無難であると考えられます。